

第54号議案

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１１年３月府中市条例第３号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
（目的） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項及び<u>第１９条第１項から第３項までの規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇、育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> （子育て部分休暇） 第１５条の３ 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員（第１７条第１項に規定する部分休業の承認を請求することができる職員を除く。）が９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの当該職員の子を養育するため、１日の勤務	（目的） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項及び<u>第１９条第１項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇、育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （子育て部分休暇） 第１５条の３ 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員（第１７条第１項に規定する部分休業の承認を請求することができる職員を除く。）が９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの当該職員の子を養育するため、１日の勤務

時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 省 略

(部分休業)

第17条 育児休業法第19条第1項の規定に基づき、任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員から請求があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその子を養育するために、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、勤務日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。

2 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

3 第14条第1項の規定に基づく育児時間又は第15条の2

時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 省 略

(部分休業)

第17条 育児休業法第19条第1項の規定に基づき、任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員から請求があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該子が小学校就学の始期に達するまでの期間を限度として、当該職員がその子を養育するために、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）を除く。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

3 第14条第1項の規定に基づく育児時間又は介護時間の承

第1項の規定に基づく介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が第18条の規定により任命権者が定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

5 育児休業法第19条第2項第2号の規定により第7項で定める時間の範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認す

認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が第18条の規定により任命権者が定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。この場合における第1項の規定の適用については、同項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。

5 前条第6項の規定は、部分休業に準用する。

ることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

6 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

7 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

8 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に

【追 加】

予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

9 任命権者は、部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合

(2) 部分休業をしている職員について第3項変更を承認しようとする場合

(妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等)

第19条 省 略

2 任命権者は、前項の措置を講ずる場合において、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事

【追 加】

(妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等)

第19条 省 略

【追 加】

項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生す

【追 加】

<u>ることが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>4 任命権者は、第2項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>5～6 省 略</u> <u>7 任命権者は、職員が第1項又は第5項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u>	【追 加】 <u>2～3 省 略</u> <u>4 任命権者は、職員が第1項又は第2項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u>
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の3に規定する子育て部分休暇に係る請求等については、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における新条例第17条第7項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。